

仕様書

1. 事業名

A L P S 処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（国内加工体制の強化対策事業の委託事業）

2. 事業の目的

本事業は、経済産業大臣が別途定める「交付要綱」に基づき、全国水産加工業協同組合連合会（以下「全水加工連」という。）において、令和5年8月24日のA L P S 処理水放出に伴うA L P S 処理水関連の輸入規制強化等を踏まえ、全国の水産業支援に万全を期すべく、国内加工体制の強化を図り、特定国・地域以外の国・地域への輸出、国内の販路拡大等により特定国・地域依存を分散させるため、対象となる漁業・水産加工業経営体に対し、持続的・安定的に水産業のなりわいや事業が継続できるよう、水産物の新たな需要・供給構造を構築することとしている。

また、本事業に係る実施状況・効果、環境状況を検証・分析し、今後の施策検討を行う必要があるところ、本補助金では、補助金を活用した事業者（以下「間接補助事業者」という。）に対して、補助事業の成果等についての事業化状況等に係るデータを収集するとともに、それらのデータ等を活用して政策効果の検証・分析を実施するなど、EBPMの取り組みを積極的に進めてきた。

上記を踏まえ、本委託事業においては、こうした取組を継続的に実施し、今後の政策立案や制度運用に有用な示唆を得ることを目的とする。

3. 業務の履行期間

契約締結日から令和8年3月11日（水）

4. 事業内容

本公募の結果、採択された事務局（以下「受託者」という。）は、全水加工連と委託契約を締結（委託契約締結までの間に、全水加工連及び経済産業省との協議を経て、実施方法などに変更を生じる可能性がある。）し、国内加工体制の強化対策事業の調査事業を実施するものとする。

国内加工体制の強化対策事業の調査事業は、全水加工連とともに行うこととなり、受託者は、同調査事業の事務局について、委託契約を締結することとなるが、その内容については全水加工連と協議の上決定することとする。

（1）調査内容

- ・ 国内加工体制の強化についての効果測定

支援対象である水産加工事業者における加工品目の加工能力等について、以下 a)～f) のとおり支援前と支援後を比較することで、加工体制の強化による効果を把握する。

- a) 加工設備の状況・変化
- b) 加工能力の状況・変化
- c) 加工実績の状況・変化

- d) 人員雇用の実績の状況・変化
- e) 加工体制強化の見込み・課題
- f) 原料調達の状況・見込み・課題

- ・ 特定国・地域依存の分散についての効果測定

以下 a)、b) のとおり、支援対象である水産加工事業者における支援前と支援後の販路を比較することで、販路が分散されたことによる効果を把握する。

- a) 販路の状況・変化
- b) 販路別の販売実態（国内・国外）

- ・ 優良事例の把握

加工体制の強化及び販路の分散を実現した事業者を優良事例として、その取組を把握する。

(2) 調査方法

調査方法は、アンケート及びヒアリングを行い、調査対象者は、令和5年度予備費にて採択し、事業が完了している事業者及び令和6年度補正にて採択し、事業が完了している事業者（40社程度）を対象とし、その他比較対象となる事業者（補助金を活用していない同規模の同業他社及び事業完了していない事業者（数社程度））も複数社対象とする。

また、周辺の影響等を把握するため以下、a)b)の調査も実施する。

なお、調査の基準日は、令和7年9月30日とする。

- a) 漁協・漁連等への原料の水揚げ状況の調査
- b) 各種統計データ等の確認（輸入・輸出、水揚げ、販売等のデータ）

(3) 評価・分析及び取りまとめ

(1)、(2)により得られた情報・データを元に、以下 a)～d) のとおり評価・分析・とりまとめを行う。

- a) 加工体制の強化による効果の分析
- b) 販路が分散化されたことによる効果の分析
- c) 環境変化（水産業の取り巻く自然環境や社会的環境の変化等）の分析
- d) a)～c) の分析も踏まえた今後の動向・対応等の分析・提言

5. 事業の実施体制

受託者は本事業の円滑な実施のため、上記4の事業について、専任の担当者を1名以上配置するとともに、事業全体を統括・管理する責任者を配置する。

6. 成果物

(1) 報告書2部

上記4について、事業実施を取りまとめた報告書を作成し、事業の概要書、実施結果に関する分析結果等の資料等を付属するものとする。

(2) 報告書の電磁記録媒体（USBメモリー等）1枚

納入成果物の詳細、編集方法等については、エクセル、ワード等の一般的な編集方法で修正可能な状態で作成すること。(本業務の受託者のみの環境で修正可能なものは認めない)

また、電磁的記録媒体については、ウイルス対策を行うこととし、ウイルス対策に関する情報を記載したラベルを貼り付けること。また、ウイルス対策ソフトは、信頼性が高く、かつ、最新のデータで更新したものを使用すること。

(3) 納入時期

令和8年3月22日(日)

(4) 納入場所

全国水産加工業協同組合連合会 担当事務局

7. 事業実績報告書

事業の終了後速やかに別に定める実績報告書を提出すること。

8. その他

- (1) 受託者は、本事業の実施に当たっては、全水加工連の担当者並びに責任者と十分な協議・調整を行うこととする。
- (2) 受託者は、本事業により知り得た情報(個人情報を含む。)を本事業以外の目的のために使用し、又は外部に漏えいしてはならない。
- (3) 受託者は、個人情報について、善良な管理者の注意をもって厳重に管理するものとし、漏えい防止のための合理的かつ必要な方策を講じること。
個人情報を複製する際には、事前に全水加工連の担当者の了承を得ること。
複製の実施は必要最低限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去を実施すること。
また、受託者は廃棄作業が適切に行われたことを確認し、全水加工連担当者並びに責任者へ報告すること。
- (4) 受託者は、本事業に関して発生する全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む。)を全水加工連に譲渡するものとし、全水加工連の行為について著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項及び疑義が生じた場合は、全水加工連の担当者並びに責任者と協議の上、対応するものとする。